

Vol. 7 No. 41 2012年4月

食品中放射性物質の新たな基準値が設定されました

厚生労働省医薬食品局（食安発0315第1号）

平成24年3月15日に厚生労働省より食品中の放射性物質の新基準値が設定されました。これに併せ、水道水中の放射性物質に係る管理目標値も発表されました。これら新しい基準値等は平成24年4月1日より施行されました。

<食品中の放射性セシウムの新基準値について>

○ 放射性セシウムの新基準値（単位：Bq/kg）

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

食品中放射性物質の新たに設定された基準値は、食品からの被ばく線量の上限が1 mSv/年になりました。これは食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の指標に合わせたものです。また、特別に配慮が必要な「乳児用食品」、「牛乳」、「飲料水」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし全体で4区分としました。牛乳は、「牛乳、低脂肪乳、加工乳、乳飲料」が該当し、乳酸菌飲料やチーズなどは「一般食品」になります。

○ 経過措置期間（経過措置期間中は暫定規制値を適用）

食品群	新基準値適用日	経過措置期間
原料	平成24年4月1日	無
製造・加工食品	平成24年4月1日	3月31日までに製造・加工・輸入された食品は賞味期限まで
<経過措置の対象とする食品>		
米・牛肉*	平成24年10月1日	9月30日までに製造・加工・輸入された食品は賞味期限まで
大豆*	平成25年1月1日	12月31日までに製造・加工・輸入された食品は賞味期限まで

※：米、牛肉及び大豆を原料に製造・加工・輸入された食品

乾燥きのこや海藻などの乾燥食品は水戻しを行い食べる状態で測定し、一般食品の基準が適用されます。お茶については飲む状態とし、飲料水扱いになります。

また、新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、製造・加工食品、米、大豆、牛肉等準備期間が必要な食品については左下段の表に示すように、一定の経過措置期間を設定しています。



<水道水中の新しい管理目標値について>

○ 水道水中の新しい管理目標値（単位：Bq/kg*）

放射性核種	Cs-134	Cs-137
管理目標値	10	
検出限界値	1	1

※：水中の放射能濃度の単位表記について、Bq/kgをBq/Lと同等と扱う。

上表に示すように水道水中の放射性物質の管理目標値も新しくなりました。水道事業者等の検査頻度は月1回以上になります。

食品・水道水のどちらも、放射性セシウム(Cs-134, Cs-137)を規制対象にしています。放射性ヨウ素(I-131)および放射性セシウム(Cs-136)は半減期が短い為、半減期が1年以上の放射性核種であるCs-134とCs-137の基準値・目標値が設定されました。**水道水の検出限界値は、それぞれ1 Bq/kgとなります。**また、食品・水道水の測定には**ゲルマニウム半導体検出器**を使用することが示されました。放射能の測定マニュアルも刷新され、食品や水道水の検査には、日々のバックグラウンド測定、測定装置の汚染の確認や標準線源を用いたエネルギー校正等を実施する旨が定められています。



水環境部

柿沼 範洋

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント）
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ）
- ◆ 水処理薬品部門（ホイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他）
- ◆ 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）

